

東北町地域おこし協力隊募集要項

1. 東北町の概要

東北町は青森県東部、上北郡のほぼ中央に位置します。地勢は八甲田山系の山々から続く丘陵地や台地が大部分を占め、高瀬川水系の河川沿いには平坦地が広がっています。そして、東部一帯には県内最大で全国でも11番目の面積を誇る小川原湖があります。交通アクセスも非常に良く、町には青い森鉄道線の停車駅が4駅、高規格道路の上北自動車道も経由するほか、近くには三沢空港や東北新幹線七戸十和田駅など、首都圏をはじめ国内各地を結ぶ交通網が整備されています。

本町では古くから、広大な緑の大地、そして『宝湖』と呼ばれる小川原湖の恵みを受け、農林水産業を基幹産業として発展してきました。農業では、全国有数の生産量を誇るナガイモやニンニクをはじめとする根菜類を中心とした野菜、水稻などの生産のほか、酪農を主体とする県下有数の規模を誇る畜産が盛んに行われています。水産業では、「小川原湖産大和しじみ」が、平成29年度に農林水産省「地理的表示（GI）保護制度」の登録を受け、国が認めた地域ブランド品として評価が高まっています。そのほか、シラウオやワカサギ、モクズガニ、ウナギなどの漁も盛んに行われており、魚種によっては日本一の漁獲高を誇っています。

また、町内に数多くの源泉を有し、その全てが源泉掛け流しという「いで湯のさと」でもあります。さらに、自然の織りなす魅力と、そこで育まれる味覚、四季折々の祭り・イベントなど、多彩な観光・交流資源をはじめ、保健・福祉施設、スポーツ環境なども充実しています。

2. 募集の経緯・目的

こうした町の地域特性、社会情勢の変化、町の課題に的確に対応し、東北町ならではの魅力をさらに高め、誇り得るまちづくりを進めるため、これまで様々な施策を積極的に進めてまいりましたが、近年の社会情勢はさらに厳しさを増し、長引く景気の低迷、少子高齢化・人口減少の進行など克服すべき課題は山積しており、これまでの行政の取組だけでは行き届かない分野もあるものと考えているところです。以前には本町の主要産業である酪農を生かしたチーズ作りを行っておりましたが、現在は人材不足により休止している状況です。農畜産物のブランド化や生産物を使った乳製品の開発を目指す東北町にとって、チーズ作りはその目標達成のために行うべき施策であるため、東北町産チーズの開発を進め、かつ外からの視点で本町の魅力についても発見していただき、これらを活用することで東北町の持つ魅力を町内外に最大限に知っていただくことを目的として、地域おこし協力隊を募集いたします。

3. 応募要件

次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 地域活性化に意欲があり、かつ、積極的に活動できる方
- ② 心身ともに健康で、地域になじみ、かつ誠実に職務を遂行できる方
- ③ 3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）もしくは政令指定都市に在住し、採用決定後は東北町に住民票を移すことができる方[※]
- ④ チーズ作りに関心があり、取り組む意欲がある方
- ⑤ 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- ⑥ パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、SNS等の活用に意欲的に取り組める方
- ⑦ 活動終了時に起業または就業して東北町に定住する意欲のある方
- ⑧ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方[※]

※参考 3大都市圏をはじめとする都市地域について

- 1 3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、

大阪府、兵庫県及び奈良県内の市町村

2 都市地域：上記以外の国の要件を満たしている市町村（地域要件は、総務省のホームページで確認できます。また、東北町にお問い合わせいただいても結構です）

※参考 地方公務員法第 16 条の内容

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 募集人数 2 名

5. 業務概要

- ① チーズ加工業務
- ② 移住に関する情報発信・PR 活動（ホームページ、SNS の管理運営等）
- ③ 移住者受入態勢の準備
- ④ 移住希望者からの相談対応、サポート
- ⑤ 任期終了後の起業・就業のために必要な研修等
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、移住促進及び定住促進に繋がる活動

6. 採用形態および期間等

- (1) 身分：非常勤の特別職として、東北町長が委嘱する。
- (2) 期間：採用決定日から 1 年間とする。なお、最長期間は 3 年とする。

7. 活動日及び活動時間、有給休暇等

- (1) 活動時間は原則として、1 日あたり 7 時間 45 分とする。（週 38 時間 45 分）
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）は休みとし、休日に勤務したときは代休の扱いとする。
- (3) 有給休暇等 年次休暇 20 日、夏季休暇 4 日
- (4) 活動時間外の副業については町と協議の上、判断する。

8. 報償費及び健康保険等

- (1) 報償費（期末手当なし）月額 233,000 円
- (2) 健康保険等

所得税、町県民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは各自で納付するものとする。

(3) 活動経費

- ① 住居、活動用車両の借上費
- ② 活動に係る車両の燃料費
- ③ 業務に必要な備品及び消耗品の支給
- ④ 協力隊員のスキルの向上のための研修費及び旅費等
- ⑤ その他活動に関して必要な事項

9. 応募方法等

- (1) 応募方法

提出書類 別添の応募用紙に必要事項を記入し、履歴書、活動計画書（１）（２）及び住民票（現在の居住状況の確認）を添付の上、期日までに下記提出先まで郵送か持参で提出することとする。

（２）提出先

東北町企画課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

TEL:0176-56-3111 FAX:0176-56-3110

（３）応募受付期間

令和4年11月11日（金）～令和5年3月31日（金）必着

（４）提出書類

- ① 東北町地域おこし協力隊申込書（様式1及び様式1の2）
- ② 住民票抄本（1ヶ月以内のもの）1部
- ③ 普通自動車運転免許証の写し ※ご提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却しません。

10. 選考方法

（１）第1次選考審査（書類選考）書類選考のうえ、合否の結果を文書で通知します。また、第1次選考合格者には、第2次選考審査についてあわせてお知らせします。

（２）第2次選考審査（面接選考）また、交通費等を予算の範囲内で補助します（交通費 50,000円、宿泊費 8,000円を上限とする）。最終選考結果は、第2次選考終了後に文書でお知らせします。

※1 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

※2 内定後、町へお越しいただいた場合でも、転入の手続きは、必ず委嘱状交付日以後に行ってください。その前に転入の手続きをしてしまうと東北町地域おこし協力隊の対象者ではなくなり、採用の取り消しとなる場合があります。

11. 応募に関する質問等

（１）応募に関する質問

質問等があるときは、東北町地域おこし協力隊申込みに関する質問票（様式2）にご記入のうえ、メール又はFAXでお送りください。

（２）質問に対する回答

FAX又はメールで回答しますが、回答まで数日お待ちください。

（３）質問票提出先

東北町企画課 FAX:0176-56-3110 Mail: kikaku@town.tohoku.lg.jp

12. その他 この募集要項に掲載されていない事項は、東北町地域おこし協力隊設置要綱によるものとします。